

特集

横断学習

産前・産後・育児

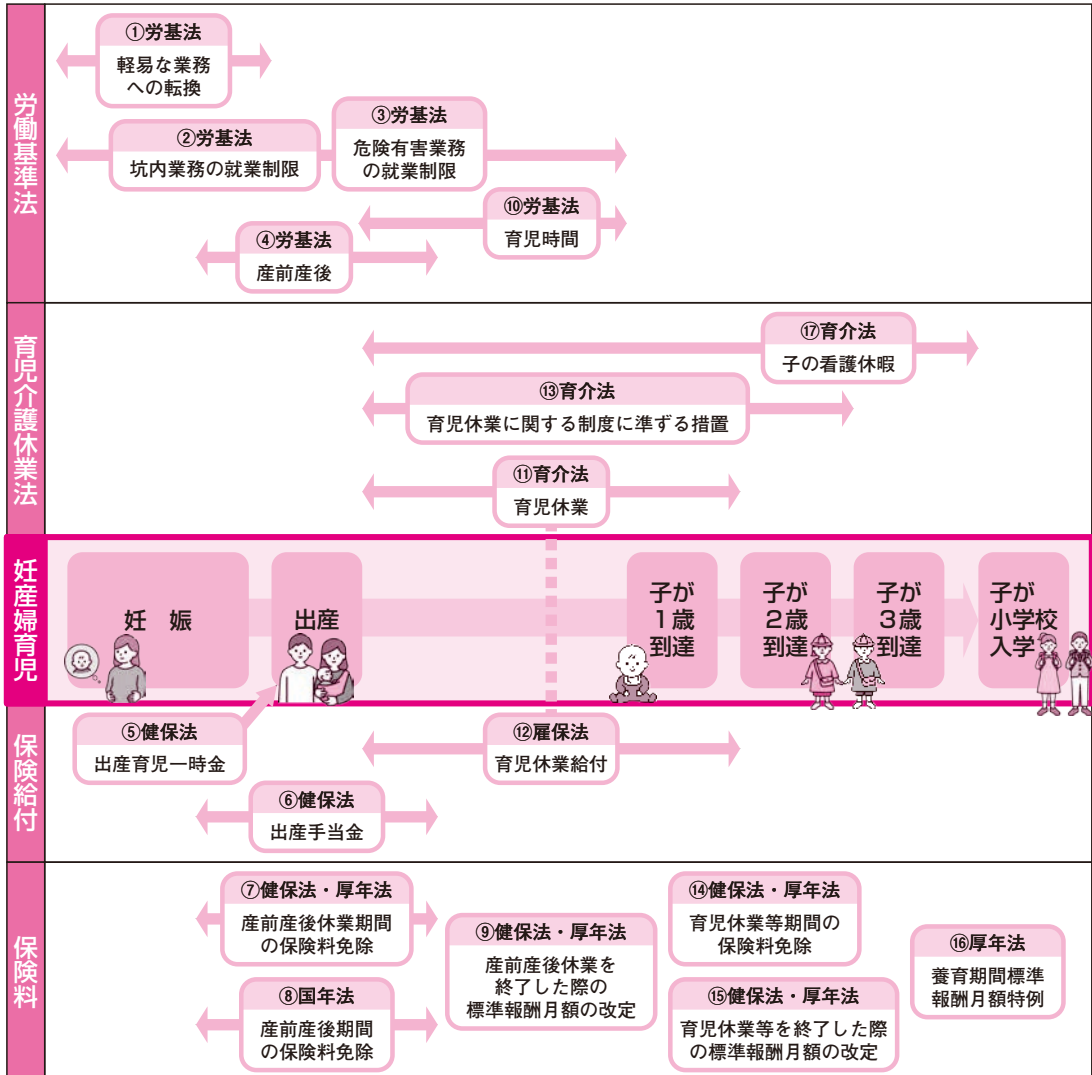
～労基法から厚年法まで～

労働・社会保険の様々な法令において、産前・産後・育児の期間に関する規定が置かれています。これらの規定を各法令、各期間ごとに整理しながら、まとめて学習していきましょう！

社会保険労務士
加藤光大



妊娠・産前・産後・育児の時系列



① 労働基準法 軽易な業務への転換 (労基法65条3項)

妊娠中に就業する女性を保護しようとするものです。

条文

使用者は、**妊娠中の女性が請求した場合**においては、他の**軽易な業務**に転換させなければならない。

原則として女性が請求した業務に転換させる趣旨ですが、新たに軽易な業務を創設して与える義務まで課したものではありません。したがって、女性が転換すべき業務を指定せず、かつ、客観的にみても他に転換すべき軽易な業務がない場合、女性がやむを得ず休業する場合も休業手当の問題は生じません。

問題1 妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

解説1 「軽易な業務への転換」の規定は、「**妊娠中の女性**」だけに適用されるもので、「**産後1年を経過しない女性**」には適用されません。

正解

② 労働基準法 坑内業務の就業制限 (労基法64条の2)

妊産婦等の労働に関し、特別の保護規定を定めたものです。

条文

使用者は、**妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨**を使用者に**申し出た産後1年を経過しない女性**を坑内で行われるすべての業務に就かせてはならない。

妊娠中の女性について、坑内業務を禁止しています。また、産後1年を経過しない女性については、本人が申し出た場合のみ、この就業禁止に該当します。

問題2 産後1年を経過しない女性が坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合においては、使用者は、坑内で行われるいかなる業務にも当該女性を就かせることができない。

解説2 産後1年を経過しない女性については**申出**を要件に就業を禁止しています。なお、申出をしない場合は、一般の女性と同様となります。

正解

③ 労働基準法 危険有害業務の就業制限 (労基法64条の3)

母性保護の見地から、妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務の就業を制限しています。

条文

使用者は、**妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性**(以下「**妊産婦**」という。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に**有害な業務**に就かせてはならない。

妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性を**妊産婦**といい、就業制限の対象としています。